

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国务大臣及び大臣政務官に準じて改定すること。
- 二、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。
- 三、平成二十一年十二月に受ける期末手当について特例を設けること。